



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)
号外第 34 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則 (14) (管財課) 4
	鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則 (15) (〃) 7
	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (16) (職員課) 8
	職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (17) (〃) 10
	地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正 する規則 (18) (〃) 12
	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (19) (〃) 13

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

社債等登録法が廃止されたこと及び行政組織の見直しに伴い、鳥取県公有財産事務取扱規則（以下「規則」という。）の一部を改正する。

2 規則の概要

(1) 社債登録法が廃止されたことに伴い、規則中同法を引用している規定を削る。

(2) 行政組織の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。

イ その他所要の経過措置を講ずる。

鳥取県宿舍管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことにかんがみ、貸付料に係る違約金の率を見直す。

2 規則の概要

(1) 貸付料に係る違約金は、延滞金額につき年3.7パーセント（現行 年3.4パーセント）の割合で計算した額とする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

現業職員の給与に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

職員の育児休業等に関する条例等の一部が改正され、育児短時間勤務制度が導入されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 育児短時間勤務制度の導入に伴い、育児短時間勤務をしている現業職員の給料月額について所要の規定の整備を行う。

(2) 職務の級が1級及び2級である職から自動車整備士、運転士、交換手及び道路技術員を削り、新たに現業技術員を加える。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成20年4月の組織改正に伴い、職員の職に新たに総室長、本部長、副本部長及び医療指導監の職等を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 職員の職について、次のとおり改める。

ア 新設する職

総室長、本部長、副本部長、医療指導監、総括主計員、航海士長、栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主

任、児童指導主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、研究主任、副看護師長及び現業技術員の職を加える。

イ 廃止する職

事務局次長、生活指導員、船員、理療師、自動車整備士、運転士、交換手及び道路技術員の職を削る。

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

病院局の内部組織を見直すことに伴い、地方公営企業法の規定に基づき、政治的行為等の禁止に関する地方公務員法の規定が適用されることとなる管理職等（以下「適用管理職員等」という。）の範囲を見直す。

2 規則の概要

(1) 病院局の適用管理職員等について、内部組織の見直しに伴い、次のとおり改める。

ア 臨床研修支援室長を加える。

イ 理学療法室長をリハビリテーション室長に改める。

ウ 医療安全対策室長を削る。

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

雇用保険法等の一部が改正され、雇用保険の受給資格要件が原則として勤続12月以上（改正前 6月以上）とされたことに伴い職員の退職手当の支給に関する条例において同様の改正が行われたこと、船員保険法による失業等給付制度が廃止されること等にかんがみ、失業者の退職手当に関する規定について改正を行うほか、自己啓発等休業制度の導入等に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 失業者の退職手当の受給資格要件を満たさずに退職した者に交付する在職票について、交付要件となる勤続期間を12月未満（現行 6月未満）とし、失業者の退職手当の受給資格要件を満たした者に交付する退職票又は退職票の返付及び再交付の申請期間を12月未満（現行 6月未満）とする。

(2) 自己啓発等休業をした場合における退職手当算定上の勤続期間（以下「勤続期間」という。）の算定について、規則で定める要件に該当する場合には自己啓発等休業をした期間の2分の1のみ除算することとされているため、当該要件を定める。

(3) 退職手当の調整額の算定に係る職員の区分について、他の職員との均衡を考慮して知事が特に必要と認める者の区分については、知事が別に定める。

(4) 勤続期間の算定の資料とするため、退職手当を受けようとする者が提出する退職手当支給調書に、過去の育児休業取得の有無とその期間等を記入する欄を設ける。

(5) 船員保険法による失業等給付制度の廃止に伴い、規則中引用している同法の根拠条項を削る。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。ただし、(2)は平成20年4月1日、(5)及びイは日本年金機構法の施行の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第14号

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（行政財産の使用）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 部長は、行政財産の使用の許可（<u>総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所</u>に係るもののうち、輕易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、総務部長の審査を受けなければならない。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>（行政財産の使用）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 部長は、行政財産の使用の許可（<u>鳥取県自治研修所、鳥取県衛生環境研究所、鳥取県立消費生活センター及び鳥取県立農業大学校</u>に係るもののうち、輕易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、総務部長の審査を受けなければならない。</p> <p>3及び4 略</p>
<p>（普通財産の貸付け）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 部長は、普通財産の貸付け（<u>総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所</u>に係るもののうち、輕易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により総務部長の審査を受けなければならない。</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>3及び4 略</p>	<p>（普通財産の貸付け）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 部長は、普通財産の貸付け（<u>鳥取県自治研修所、鳥取県衛生環境研究所、鳥取県立消費生活センター及び鳥取県立農業大学校</u>に係るもののうち、輕易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により総務部長の審査を受けなければならない。</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>3及び4 略</p>
<p>様式第15号（第35号関係）</p> <p>表紙 略</p> <p>（その1） 略</p>	<p>様式第15号（第35号関係）</p> <p>表紙 略</p> <p>（その1） 略</p>

(その2)

(土地)

名称 _____

所在地 _____

略

(その2)(裏面)

郡市	町村	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	価額	摘要	所管課係員	行財政改革局 財源確保室係員

略

記載要領

1~16 略

17 所管課係員欄には、所管課担当者の印を、
行財政改革局財源確保室係員欄には台帳を記載した係員が押印する。

(その3)

建物

名称 _____

所在地 _____

略

(その3)(裏面)

年月日	種別	構造	増			減			現在			所管課係員印	行財政改革局 財源確保室係員印
			数量			数量			数量				
			建	延	価額	建	延	価額	建	延	価額		

略

記載要領 略

(その4)~(その7) 略

(その8)

出資等

(その2)

(土地)

名称 _____

所在地 _____

略

(その2)(裏面)

郡市	町村	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	価額	摘要	主管課係員	総務管財課係員

略

記載要領

1~16 略

17 主管課係員欄には、主管課担当者の印を、
総務管財課係員欄には台帳を記載した係員が押印する。

(その3)

建物

名称 _____

所在地 _____

略

(その3)(裏面)

年月日	種別	構造	増			減			現在			主管課係員印	総務管財課係員印
			数量			数量			数量				
			建	延	価額	建	延	価額	建	延	価額		

略

記載要領 略

(その4)~(その7) 略

(その8)

出資等

<p style="text-align: center;">名称 _____</p> <p style="text-align: center;">所在地 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 10%;">出資等</td> <td rowspan="4" style="width: 80%;">略</td> </tr> <tr> <td>種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銘柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	区分	出資等	略	種別		銘柄		略		<p style="text-align: center;">名称 _____</p> <p style="text-align: center;">所在地 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 10%;">出資等</td> <td rowspan="5" style="width: 80%;">略</td> </tr> <tr> <td>種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銘柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>登録機関及び登録番号欄には、社債券及び地方債証券を社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録した場合に、その登録機関及び登録番号を記入する。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	区分	出資等	略	種別		銘柄		登録機関		登録番号		略	
区分	出資等	略																					
種別																							
銘柄																							
略																							
区分	出資等	略																					
種別																							
銘柄																							
登録機関																							
登録番号																							
略																							

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）附則第3条に規定する登録社債等については、改正前の鳥取県公有財産事務取扱規則様式第15号（その8）の規定は、なおその効力を有する。

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第15号

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則

鳥取県宿舍管理規則（昭和57年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>（貸付料）</p> <p>第11条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年<u>3.7パーセント</u>の割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">注意事項</td> <td>納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年<u>3.7パーセント</u>の割合で計算した額の違約金が発生します。</td> </tr> </table> <p>注) 略</p>	略		注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年 <u>3.7パーセント</u> の割合で計算した額の違約金が発生します。	<p>（貸付料）</p> <p>第11条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年<u>3.4パーセント</u>の割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">注意事項</td> <td>納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年<u>3.4パーセント</u>の割合で計算した額の違約金が発生します。</td> </tr> </table> <p>注) 略</p>	略		注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年 <u>3.4パーセント</u> の割合で計算した額の違約金が発生します。
略									
注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年 <u>3.7パーセント</u> の割合で計算した額の違約金が発生します。								
略									
注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年 <u>3.4パーセント</u> の割合で計算した額の違約金が発生します。								

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県宿舍管理規則（以下「新規則」という。）第11条の規定は、この規則の施行の日以後に新規則第6条第3項の規定により宿舍入居決定書の交付を受けた者に係る違約金について適用し、同日前に改正前の鳥取県宿舍管理規則第6条第3項の規定により宿舍入居決定書の交付を受けた者に係る違約金については、なお従前の例による。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>（初任給、昇格及び昇給の基準）</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に給与条例の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（手当の額）</p> <p>第4条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>特地勤務手当に準ずる手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額については、給与条例の適用を受ける者の例による。</p> <p>別表第2（第2条、第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">級別職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td><u>現業技術員、守衛、畜産技手、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務	1級	<u>現業技術員、守衛、畜産技手、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業</u>	<p>（初任給、昇格及び昇給の基準）</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に給与条例の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（手当の額）</p> <p>第4条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額については、給与条例の適用を受ける者の例による。</p> <p>別表第2（第2条、第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">級別職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td><u>自動車整備士、運転士、守衛、交換手、畜産技手、道路技術員、ボイ</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務	1級	<u>自動車整備士、運転士、守衛、交換手、畜産技手、道路技術員、ボイ</u>
職務の級	職務								
1級	<u>現業技術員、守衛、畜産技手、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業</u>								
職務の級	職務								
1級	<u>自動車整備士、運転士、守衛、交換手、畜産技手、道路技術員、ボイ</u>								

	技手、林業技手、調理員、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務		ラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務
2級	困難な業務を行う現業技術員、守衛、畜産技手、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務	2級	困難な業務を行う自動車整備士、 <u>運転士</u> 、 <u>守衛</u> 、 <u>交換手</u> 、畜産技手、 <u>道路技術員</u> 、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務
略		略	
別表第3（第3条の2関係） 初任給基準表		別表第3（第3条の2関係） 初任給基準表	
略		略	
備考		備考	
1 現業技術員及びボイラ技士のうち、高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者については、その就業に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒とすることができる。		1 <u>自動車整備士</u> 、 <u>運転士</u> 及びボイラ技士のうち、高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者については、その就業に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒とすることができる。	
2 略		2 略	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>部長、局長、所長、理事監、防災監、行政監察監、次長、参事監、<u>総室長、本部長、</u>検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、副出納長、課長、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、<u>チーム長、副本部長、医療指導監、</u>課長補佐、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、<u>総括主計員、</u>主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、<u>航海士長、</u>監察員、<u>栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、</u>主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、<u>生活指導員、</u>児童生活支援員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、通信</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>部長、局長、所長、理事監、防災監、行政監察監、次長、参事監、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、副出納長、課長、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、課長補佐、主幹、室長補佐、館長補佐、<u>事務局次長、</u>事務次長、教授、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、監察員、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、<u>生活指導員、</u>児童生活支援員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、通信士、<u>船員、</u>専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、<u>理療師、</u>看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現</p>

士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究主任、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、ボイラ技士、機械技手、調理師、調理員、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

業職長、自動車整備士、運転士、守衛、交換手、ボイラ技士、機械技手、調理師、調理員、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、道路技術員、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第18号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～ケ 略</p> <p>コ 室長（<u>地域医療支援室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、地域医療連携室、医療安全・感染防止対策室及び医療情報管理室の室長に限る。</u>）</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～ケ 略</p> <p>コ 室長（<u>地域医療支援室、中央放射線室、中央検査室、理学療法室、臨床工学室、栄養管理室、地域医療連携室、医療安全・感染防止対策室、医療安全対策室及び医療情報管理室の室長に限る。</u>）</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第19号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p> <p>（職員の区分）</p> <p>第3条の6 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して知事が特に必要と認める者の区分については、知事が別に定める。</u></p> <p>（自己啓発等休業の期間）</p> <p><u>第3条の10 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号）第12条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</u></p> <p><u>（1）自己啓発等休業（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間中の同項に規定する大学等課程</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年<u>12月</u>鳥取県条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>（職員の区分）</p> <p>第3条の6 略</p> <p>2 略</p>

の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資するものとして任命権者の承認を受けたこと。

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（条例第9条第5項及び第6項並びに第12条第1項及び第6項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例第18条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤（条例第4条の表2の項(4)に規定する通勤（他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）による負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）若しくは死亡により退職した場合又は条例第5条の表1の項(2)の公務上の傷病（次項第1号において「公務上の傷病」という。）若しくは死亡（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合

イ 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

エ 条例第12条第4項若しくは第5項、第13条第3項若しくは第18条又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例第18条第3項の規定に該当して退職した場合

2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1) 地方公務員法第28条第2項の規定による休職の期間（通勤による傷病若しくは公務上の傷病（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により同項第

1号に掲げる事由に該当し、又は職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条に規定する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）

(2) 地方公務員法第29条の規定による停職の期間

(3) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業をした期間

(5) 自己啓発等休業をした期間

(6) 前各号に掲げる期間に準ずる期間

(在職票の交付)

第7条 任命権者は、勤続期間12月未滿（条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至らない期間とする。以下同じ。）の者が退職する場合においては、様式第6号による在職票をその者に交付しなければならない。ただし、条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち条例第15条第2項に規定する職員等に該当しない者が退職する場合は、この限りでない。

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第11条 略

2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項若しくは第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第15条第1項の規定による退職手当に係る場合にあっては、その日数に待期日数

(在職票の交付)

第7条 任命権者は、勤続期間6月未滿（条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至らない期間とする。以下同じ。）の者が退職する場合においては、様式第6号による在職票をその者に交付しなければならない。ただし、条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち条例第15条第2項に規定する職員等に該当しない者が退職する場合は、この限りでない。

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第11条 略

2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1) 略

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業保険金

(3) 略

(4) 略

(5) 略

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項若しくは第2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項若しくは第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、

を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後
に基本手当に相当する退職手当を支給する。

- 4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の
支給を受けることができる日数(条例第15条第1
項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつ
ては、その日数に待期日数を加えた日数)の経過
しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定によ
る基本手当の支給を受ける資格を取得した場合に
おいては、当該基本手当の支給を受けることがで
きる日数(条例第15条第1項の規定による退職手
当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期
日数の残日数を加えた日数)に等しい失業の日数
が経過した後基本手当に相当する退職手当を支
給する。

(退職票等の提出)

第17条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により退職票又は在职
票を提出した者が勤続期間12月未満で退職する
ときは、当該退職票又は在职票をその者に返付し
なければならない。

(退職票等の再交付)

- 第18条 受給資格者又は勤続期間12月未満で退職
した者は、退職票又は在职票を滅失し、又は損傷
したときは、任命権者にその旨を申し出て退職票
又は在职票の再交付を受けることができる。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手
続等)

第21条の2 略

2 略

- 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受け
る資格を有する者が同法第20条第1項若しくは第
2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となつ
た場合においては、当該基本手当の支給を受ける
ことができる日数(条例第15条第5項の規定によ
る退職手当に係る高年齢受給資格者にあつては、
その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業
の日数が経過した後高年齢求職者給付金に相当
する退職手当を支給する。

当該基本手当又は失業保険金の支給を受けること
ができる日数(条例第15条第1項の規定による退
職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日
数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した
後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

- 4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の
支給を受けることができる日数(条例第15条第1
項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつ
ては、その日数に待期日数を加えた日数)の経過
しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定によ
る基本手当又は船員保険法の規定による失業保険
金の支給を受ける資格を取得した場合において
は、当該基本手当又は失業保険金の支給を受け
ることができる日数(条例第15条第1項の規定によ
る退職手当に係る受給資格者にあつては、その日
数に待期日数の残日数を加えた日数)に等しい失
業の日数が経過した後基本手当に相当する退職
手当を支給する。

(退職票等の提出)

第17条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により退職票又は在职
票を提出した者が勤続期間6月未満で退職する
ときは、当該退職票又は在职票をその者に返付し
なければならない。

(退職票等の再交付)

- 第18条 受給資格者又は勤続期間6月未満で退職
した者は、退職票又は在职票を滅失し、又は損傷
したときは、任命権者にその旨を申し出て退職票
又は在职票の再交付を受けることができる。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手
続等)

第21条の2 略

2 略

- 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受け
る資格を有する者が同法第20条第1項若しくは第
2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定
による失業保険金の支給を受ける資格を有する者
が同法第33条ノ10第1項若しくは第2項に規定
する期間内に高年齢受給資格者となつた場合にお
いては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受け
ることができる日数(条例第15条第5項の規定によ
る退職手当に係る高年齢受給資格者にあつて

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

第22条 略

2 略

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項若しくは第2項に規定する期間内に特例受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数(条例第15条第7項の規定による退職手当に係る特例受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

様式第1号(第2条関係)

略	
過去の退職手当支給の有無とその期間	有 年月日から年月日まで 年月間 無
過去の育児休業取得の有無とその期間	有 年月日から年月日まで (子の生年月日 年月日) ----- 年月日から年月日まで (子の生年月日 年月日) ----- 無 年月日から年月日まで (子の生年月日 年月日)
略	

備考

- 1 「過去の育児休業取得の有無とその期間」の欄の子の生年月日については、当該育児休業に係る子の生年月日を記入してください。なお、欄が足りない場合は適宜補正してください。
- 2 「退職後の職業又は勤務先」の欄の記入に

は、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

第22条 略

2 略

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項若しくは第2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項若しくは第2項に規定する期間内に特例受給資格者となった場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数(条例第15条第7項の規定による退職手当に係る特例受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

様式第1号(第2条関係)

略	
過去の退職手当支給の有無とその期間	有 年月日から年月日まで 年月間 無
略	

備考

「退職後の職業又は勤務先」の欄の記入については、無職の場合においても必ずその旨記入してください。

については、無職の場合においても必ずその旨記入してください。

様式第5号(第6条関係)

(表面)

略			
略			
退職の月前6月に支払われた		略	
失業 者の 退 職 手 当 算 定 の 基 礎 と な る 給 与 総 額	給与の総額		
	1	給 料	円
	2	扶 養 手 当	円
	3	地 域 手 当	円
	4	時間外勤務手当	円
	5	手 当	円
	6	手 当	円
	7	手 当	円
	8	手 当	円
	9	手 当	円
10	手 当	円	
合 計		円	
略			

(裏面)

備考 略

様式第16号(第16条関係)

(表面)

略			
支 給 申 請 期 間	同一の傷病により受けることができる給付	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)	
		略	
略			

(裏面)

備考

1 略

様式第5号(第6条関係)

(表面)

略			
略			
退職の月前6月に支払われた		略	
失 業 者 の 退 職 手 当 算 定 の 基 礎 と な る 給 与 総 額	給与の総額		
	1	給 料	円
	2	扶 養 手 当	円
	3	調 整 手 当	円
	4	時間外勤務手当	円
	5	手 当	円
	6	手 当	円
	7	手 当	円
	8	手 当	円
	9	手 当	円
10	手 当	円	
合 計		円	
略			

(裏面)

備考 略

様式第16号(第16条関係)

(表面)

略			
支 給 申 請 期 間	同一の傷病により受けることができる給付	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)	
		略	
略			

(裏面)

備考

1 略

2 欄には、欄の期間のうち、同一の傷病により受け付けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受け付けることができるすべての給付の番号）を で囲むこと。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金

(5) 略

(6) 略

(7) 略

3及び4 略

様式第22号（第24条関係）

失業者退職手当支給台帳

略	
略	略
	3 <u>地域手当</u> 円
	略
略	

2 欄には、欄の期間のうち、同一の傷病により受け付けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受け付けることができるすべての給付の番号）を で囲むこと。

(1)及び(2) 略

(3) 船員保険法による傷病手当金

(4) 略

(5) 国家公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金

(6) 略

(7) 略

(8) 略

3及び4 略

様式第22号（第24条関係）

失業者退職手当支給台帳

略	
略	略
	3 <u>調整手当</u> 円
	略
略	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の10の改正は平成20年4月1日から、第11条、第21条の2、第22条及び様式第16号の改正並びに次項及び附則第3項の規定は日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の退職手当の支給に関する規則（以下「新規則」という。）第11条、第21条の2及び第22条の規定は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対しては、なお従前の例による。

3 新規則様式第16号の傷病手当相当退職手当支給申請書は、当分の間、これに必要な事項を記入し、使用することができる。